業地区及び住宅地区の宅地の決定価格を合併関係市町村の平成十九年度調書に記載されているこれらの地区の宅地の決定価格によつて按分し、当該按分した数の合計数を平成二十四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成二十四年度調書に記載されている商業地区、工業地区及び住宅地区の地積を合併関係市町村の平成十九年度調書に記載されているこれらの地区の地積によつて按分した数の合計数で除して得た数とする。」に、「按分したもので除して得た数とする。」を「按分したもので除して得た数とする。」を「按分したもので除して得た数とする。」に、「平成十九年一月二日から平成二十四年一月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の全宅地の平均価格は、平成二十四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成二十四年度調書に記載されている宅地の決定価格の総額を合併関係市町村の平成十九年度調書に記載されている宅地の決定価格の総額で按分し、当該按分した額を平成二十四年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成二十四年度調書に記載されている宅地の総地積を合併関係市町村の平成十九年度調書に記載されている宅地の総地積で按分したもので除して得た数とする。」に改め、同号㈣中「平成七年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとし、平成七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとする。」を「平成十二年十月一日以前に合併を行つた場合においては、当該機関内」を「平成十二年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前」に、「昼間流入人口によることとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとする。」に改め、同号㈢中「平成七年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成七年十月二日から平成十二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内」を「平成十二年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前」に、「昼間流出人口によることとする。」を「昼間流出人口によることとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によつて調査され、平成十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとする。」に改め、同項第二号中「平成十七年産業分類別就業者数」を「平成二十二年産業分類別就業者数」に、「平成七年十月一日」を「平成十二年十月一日」に、「平成二年産業分類別就業者数」を「平成七年産業分類別就業者数」に、「平成七年十月二日」を「平成十二年十月二日」に、「平成七年産業分類別就業者数」を「平成十二年産業分類別就業者数」に、「平成十七年十月二日」を「平成二十二年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成二年産業分類別就業者数」を「平成七年産業分類別就業者数」に、「平成七年十月二日」を「平成十二年十月二日」に、「平成七年産業分類別就業者数」を「平成十二年産業分類別就業者数」に、「平成十七年産業分類別就業者数」を「平成二十二年産業分類別就業者数」に、「B林業及びC漁業」を「A農業、林業のうち林業及びB漁業」に、「平成七年十月一日」を「平成十二年十月一日」に、「平成二年産業分類別就業者数」を「平成七年産業分類別就業者数」に、「平成七年十月二日」を「平成十二年十月二日」に、「平成七年産業分類別就業者数」を「平成十二年産業分類別就業者数」に、「平成十七年十月二日」を「平成十七年十月二日」に、「平成十二年産業分類別就業者数」を「平成十七年産業分類別就業者数」に、「平成十二年八月二日から平成十七年一月三十一日（沖縄県にあつては、平成十六年十一月三十日）までに合併を行つた場合においては、平成十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における林野面積を平成十二年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る林野面積によつて按分し、平成十二年八月一日以前に合併を行つた場合においては、平成七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における林野面積を平成二年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る林野面積」を「平成十二年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る林野面積」に改める。

第五十条第二号㈠中「控除する。）によつて按分」を「控除する。）によつて分別」に改め、同号㈢中「分別」を「按分」に改め、同条第九号中「第四十条」を「第三十九条」に改める。

附則第三条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「四月六日」を「五月十六日」に改め、同条第四項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第四条第二項の表第三号中「平成二十三年度補正予算債」の下に「、平成二十四年度補正予算債」を加える。

附則第六条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、同項算式中「0.155」を「0.168」に改め、同条第二項中「〇・一七二」を「〇・一七一」に、「〇・三六七」を「〇・三六九」に、「〇・〇四〇」を「〇・〇四三」に改める。

附則第六条の二の次に次の一条を加える。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の三　平成二十五年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠㈡の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（当該算式によつて算定した数に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A+\frac{(B-A)\times 1}{5}$$

算式の符号

A　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成25年総務省令第72号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成25年改正前の省令」という。）第11条第1項第1号㈠㈡の規定により算定した平成24年度分の数と同一の数（ただし、平成24年4月2日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が平成24年4月1日以前に存在したものと仮定して平成25年改正前の省令第11条第1項第1号㈡㈡の規定の例により算定した平成24年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

B　第11条第1項第1号㈡㈡の規定により算定した数